

新潟市アスベスト対策推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 アスベストによる被害の防止について、関係機関が連携し適切に取り組むため、「新潟市アスベスト対策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

(構成員)

第2条 連絡会議の構成は別表のとおりとし、必要により構成員以外の者のオブザーバー参加を求めることができるものとする。

(業務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) アスベストに関する情報の収集及び提供に関する事項
- (2) アスベストによる環境汚染防止に関する事項
- (3) アスベストによる市民の健康被害の防止に関する事項
- (4) その他必要な事項

(会議)

第4条 連絡会議は、新潟市環境部環境対策課長が主宰し、招集する。

(事務局)

第5条 事務局は、新潟市環境部環境対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、連絡会議の運営に関し必要な事項は、その都度協議し、定める。

附 則

この要綱は平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月11日から施行し、改正後の新潟市アスベスト対策推進連

絡会議設置要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

別 表

新潟市	総務部総務課長
	危機管理防災局危機対策課長
	政策企画部広報課長
	福祉部障がい福祉課長
	福祉部高齢者支援課長
	こども未来部こども政策課長
	こども未来部こども家庭課長
	こども未来部保育課長
	保健所健康増進課長
	環境部環境対策課長
	環境部廃棄物対策課長
	建築部建築行政課長
	建築部公共建築第1課長
	建築部公共建築第2課長
	市民病院事務局管理課長
	消防局総務課長
	教育委員会事務局施設課長
	教育委員会事務局保健給食課長
	水道局総務部総務課長
	水道局総務部技術管理室長